

## [事案 2022-28] 既払込保険料返還請求

・令和5年2月27日 裁定打切り

### <事案の概要>

架空契約であったことを理由に、募集人に渡した金銭の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和3年10月に変額保険の申し込みをし、募集人に保険料を手渡したが、実際は変額保険には加入しておらず架空契約であった。以下等の理由により、支払った金銭を返還してほしい。

- (1) 募集人から変額保険の提案を受け、現金7,000万円と引き換えに募集人から私製の領収証を受領した。
- (2) 申込書の控えや商品パンフレットを募集人が持ち帰ったこと、私製の領収証しか残っていないこと、告知を行っていないこと等は、募集人を信用していたため不審には思わなかった。
- (3) 募集人は、横領等の犯罪を日常的に行っていた人物であると思われることから、保険会社は募集人の行為について監督責任、使用者責任等を負っている。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人が募集人に金銭を渡したこと、金銭の交付が募集人の詐欺によるものであることは、客観的資料により確認することができない。
- (2) 仮に事実であったとしても元募集人の詐欺であり、当社の事業の執行に関して行われたものであることの確認ができていない。
- (3) 申立人の主張する経緯には不自然な点もあり、また、募集人が日常的に犯罪行為に関与していたことは確認できていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件を判断するためには、募集人への事情聴取等を行う必要があるが、募集人は死亡しており事情聴取が実施できない。また、主要な争点となっている事実の関係者が既に死亡しており、真否に争いのない書証も乏しい事案については、慎重な事実認定が要請されることから、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者については過料の制裁、証人については刑事罰の制裁を背景とし、保険会社の反対尋問権も保障される裁判手続（訴訟）で慎重に事実を認定していく必要があるが、裁判外紛争解決機関である当審査会にそのような制度はなく、事実関係を明らかにすることは著しく困難であることから、裁定手続を打ち切ることとした。